

2020年度 東海発電所・東海第二発電所総合防災訓練（12/25）における課題対応等について

2020年12月25日に実施した東海発電所・東海第二発電所原子力総合防災訓練において、以下の改善事項を抽出した。抽出した課題に対し、それぞれ区分を設定し、改善に向けた取組みを検討する。

<改善事項>

No.	区分	問題点	原因	対策	課題
1	情報共有	<p>・発電所本部及び本店本部は、事故進展予測や戦略を共有し、即応センター班からERCプラント班に情報提供及び共有ができたが、格納容器圧力逃がし装置（ベント操作）に関する情報（先読みしたリスク情報）をタイムリーにERCプラント班へ共有できなかった。</p> <p>【パンチリストから関連する項目】</p> <p>・No. 16：15条認定後、緊急事態宣言を行うにあたり、いつ放射性物質が放出されるのか、その量はどれくらいかといったことが重要な情報となるため、先読みしたリスク情報をどのように共有すべきか検討が必要である。</p> <p>・No. 20：早い段階で事象進展予測時間を算出し共有していることは良好だがベントを踏まえた防護措置を考慮すると、1Pd, 1.5Pd到達時間も必要と思われるため検討が必要である。</p>	<p>・事故収束に向けた対応（戦略の実施）を実施することで、炉心損傷等の恐れが低いとの見解で、進展予測を行わなかった。</p> <p>・ERCプラント班からの問い合わせに対して、本店本部内で進展予測をしたものの、発電所本部と共有することが行われなかった（現状の戦略にてベント操作は行う必要がないと判断していた）。</p>	<p>・15条事象認定後はベント操作を踏まえた防護措置を考慮した事故進展予測及び戦略における具体的内容を検討し、要素訓練等にて繰り返し検証してその具体的内容を充実化させる。</p> <p>【具体的内容】</p> <p>—15条事象認定後の事故進展予測及び戦略（1Pd, 1.5Pdの到達時間等）における立案方法を検討する。</p> <p>—COP（戦略シート）の改善を検討する。</p>	<p>■15条事象認定後の事故進展予測及び戦略における先読みしたリスク情報の共有方法の明確化</p> <p style="text-align: right;"><発電所・本店></p>

改善事項No. 1について、15条事象認定後の事故進展予測及び戦略における先読みしたリスク情報の共有方法を定め、来年度総合防災訓練までに本部運営訓練等を実施し、更なる改善を図る。